

FCNT

グリーン購入法 基本方針対応状況

～ メーカーブランド端末、法人向け端末 ～

【機種別編】

2025年1月

●M06/M07/MR01

判断の基準②			
分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。			
目的	評価項目	評価基準	対応②
リデュース 配慮設計	製品等の省資源化 (小型化、軽量化)	製品の容積や質量を、削減抑制していること。	◎
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。	◎
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。	◎
リユース 配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。	◎
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。	◎
リサイクル 配慮設計	リサイクル時の 環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。	○ (注1)
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。	○ (注2)
	分離・分解が 容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。	◎
		異種材料の分離が容易な構造であること。	○ (注2)
		リサイクルのための分離・分解が容易であること。	◎
	分別の容易性	リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。	◎
製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。		◎	

(注1) 希少金属類31種は一部把握しております。

(注2) 一部インサート成形を採用しております。

判断の基準⑦	
製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及び植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウェブサイト等で容易に確認できること。	
※「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。	
※「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。	
※「植物を原料とするプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。	
対応⑦	
製品・梱包への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用率につきましては、製品紹介のウェブサイトにて開示しております。	

●M05/BZ02/BZ03

判断の基準②			
<p>分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p>			
目的	評価項目	評価基準	対応②
リデュース 配慮設計	製品等の省資源化 (小型化、軽量化)	製品の容積や質量を、削減抑制していること。	◎
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。	◎
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。	◎
リユース 配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。	◎
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。	◎
リサイクル 配慮設計	リサイクル時の 環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。	○ (注1)
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。	○ (注2)
	分離・分解が 容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。	◎
		異種材料の分離が容易な構造であること。	○ (注2)
		リサイクルのための分離・分解が容易であること。	◎
	分別の容易性	リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。	◎
製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。		◎	

(注1) 希少金属類31種は一部把握しております。

(注2) 一部インサート成形を採用しております。

判断の基準⑦	
<p>製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及び植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	
<p>※「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。</p>	
<p>※「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p>	
<p>※「植物を原料とするプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。</p>	
対応⑦	
<p>製品・梱包への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用は、強度の問題より未使用ですが、改善に努めています。</p>	